

# 奨学のための給付金に係る提出書類等確認票

※学校へ提出する前に提出書類の確認をお願いいたします。

## 【受給要件】

- ☐ 平成26年度以降に入学した生徒が、令和6年7月1日現在在学し、休学中ではない  
(家計急変世帯の場合は、申請の月の翌月の1日現在)
- ☐ 保護者等の居住地が沖縄県内である
- ☐ 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回(定時制・通信制課程の場合は4回)以上給付されていない(過去に在学した学校における給付回数も含む)
- ☐ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない
- ☐ 保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税、又は生活保護受給世帯

## 【提出書類】

### □ 共通

- ☐ 高校生等奨学のための給付金受給申請書
- ☐ 債権者登録申請書
- ☐ 振込口座の通帳の写し  
(銀行名、支店名、フリガナ及び口座番号がわかるもの)

### □ 生活保護受給世帯

- ☐ 生活保護法の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式2)  
(生活保護証明書で生業扶助を受けているか確認できる場合は、生活保護受給証明書でも可)  
※証明書の発行日が7月1日以降であり、受給開始日の記載があること

### □ 非課税世帯(課税証明書を提出) ※マイナンバーを提出する場合は不要

- ☐ 世帯の課税状況を確認できる書類(令和6年度課税証明書等)

### □ 非課税世帯(マイナンバーを提出) ※令和6年度課税証明書を提出する場合は不要

- ☐ 個人番号カード(写)等貼付台紙(別紙1-2)
- ☐ 身分証明書貼付台紙(別紙2) ※マイナンバーを郵送で提出する場合
- ☐ 委任状(別紙5-2) ※代理人がマイナンバーを提出する場合

### □ 家計急変世帯

- ☐ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類  
離職票、雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか  
死別・離婚の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類
- ☐ 家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類  
(全項目が記載されている)所得・課税証明書の写し(家計急変前)  
会社作成の給与明細、直近の給与明細書(家計急変後)  
税理士又は公認会計士等が作成した所得証明書類(家計急変後)

## \* 該当者のみ

- ☐ 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養者(生徒以外)がいる場合は、扶養誓約書(様式3)を提出